

広島県告示第九百二十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定によって、昭和四十六年広島県告示第八百二十三号、昭和五十六年広島県告示第九百二十七号で設定した次の鳥獣保護区の存続期間を更新し、平成二十三年十一月一日から施行する。

平成二十三年十月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 更新する鳥獣保護区

横倉鳥獣保護区、千田町鳥獣保護区、大野町鳥獣保護区、牛田山鳥獣保護区、蓮華寺山鳥獣保護区、大峯山鳥獣保護区、万古溪鳥獣保護区、原田小学校林鳥獣保護区、上黒瀬小学校林鳥獣保護区、王泊鳥獣保護区、樽床鳥獣保護区、八千代鳥獣保護区、陀峯山鳥獣保護区

二 一のうち区域表示を変更して更新する鳥獣保護区

1 横倉鳥獣保護区

福山市沼隈町地内の広島県瀬戸内森林計画区十林班から十二林班までの区域

2 大野町鳥獣保護区

廿日市市内の主要地方道大竹湯来線と一般県道栗谷大野線との交点を起点として、同所から一般県道を東方に進み、林道近角線との交点に至り、同所から同林道を北東方に進み、林道矢草線との交点に至り、同所から同林道を北東方に進み、同林道の終点に至り、同所から北方に進み、旧廿日市市と旧佐伯郡大野町との行政界の交点に至り、同所から同行政界を西方に進み、旧佐伯郡佐伯町と旧廿日市市と旧佐伯郡大野町との行政界との交点に至り、同所から旧佐伯郡佐伯町と旧佐伯郡大野町との行政界を西方に進み、主要地方道大竹湯来線との交点に至り、同所から同主要地方道を南東方に進み、起点に至る線に囲まれた区域

3 阿弥陀山鳥獣保護区

広島市佐伯区湯来町地内の一般国道四三三号線と市道大森黒谷線との交点を起点とし、同所から一般国道を南方に進み、市道小伏原大森線との交点に至り、同所から同市道を南西方に進み、市道小伏原古塚線との交点に至り、同所から同市道を西方に進み、市道八幡原古塚線との交点に至り、同所から同市道を西方に進み、林道河内原線との交点に至り、同所から同林道を北西方に進み市道大森黒谷線との交点に至り、同所から同市道を東方に進み、起点に至る線に囲まれた区域

4 大峯山鳥獣保護区

広島市佐伯区湯来町多田字小多田大峯三三二番地の一、三三六番地の一、三三六番地の二、廿日市市玖島字笹ヶ峠六五八番地、字一の尾山七八四番地及び字内二の尾山一〇二〇番地の区域

5 万古溪鳥獣保護区

廿日市市虫所山字氷水山四九六番地の四四から七五まで、四九七番地の八九から一〇一まで、四九七番地の一〇八、四九八番地の一、四九八番地の五、字空山七七番地の一〇から三五まで及び七八番地の一の区域

6 上黒瀬町学校林鳥獣保護区

東広島市黒瀬町宗近柳国二二六番地の二、二二六番地の五、二六七番地の一、二六八番地の一、二七一番地の一、二七一番地の二、二七二番地の一、二七二番地の二、二七三番地の二、二七六番地、二九一番地の三、二九四番地の二、二九六番地及び二九八番地の一の区域

7 王泊鳥獣保護区

山県郡北広島町地内の新王泊橋南端を起点として、同所から王泊貯水池（通称仙水湖）の満水位汀線を北西方に進み同貯水池西端に至り、更に東方に進み、町道細見王泊線との交点に至り、同所から同町道を南方に進み、一般国道一八六号線との交点に至り、同所から同一般国道を北方に進み、同貯水池の満水位汀線北端との交点に至り、同所から同貯水池の満水位汀線を南方に進み、更に東方に進み、王渡橋を経て、同貯水池東端に至り、同所から南西方に進み起点に至る線に囲まれた区域

8 樽床鳥獣保護区

山県郡北広島町地内の町道長者原戸河内線的美雪橋を起点とし、同所から同町道を南西方に進み、樽床貯水池（通称聖湖）堰堤を経て西方に進み、さらに北方に進み、同貯水池の北端杭（中国電力株式会社設置の管理杭）から西方へ直進した線との交点に至り、同所から同北端杭へ進み、同所から同貯水池満水位汀線を南方に進み起点に至る線に囲まれた区域

9 八千代鳥獣保護区

安芸高田市八千代町地内の広島県江の川上流森林計画区一林班から三林班まで、十七林班から四十二林班まで、七十五林班から七十八林班まで及び八千代カントリークラブの区域一円

10 陀峰山鳥獣保護区

江田島市大柿町地内の広島県瀬戸内森林計画区七林班、十林班及び十三林班から十五林班まで（七林班及び十林班は林道より南側とする。）

の区域

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで